

令和 8 年 度

定期監査等結果報告書

( 人権男女共同参画室 )

豊前市監査委員

## 1. 監査の基準

本監査は、豊前市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に基づいて実施した。

## 2. 監査等の種類

定期監査

## 3. 監査の対象、範囲

(1) 対象 人権男女共同参画室

(2) 範囲 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに執行された財務事務並びにその他の事務の執行状況

## 4. 監査等の着眼点

(1) 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

(2) 事務事業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。

(3) 予算の執行、収入、支出、契約及び財産の管理等の事務は適正かつ効率的に行われているか。

(4) リスク管理体制（チェック体制）の整備は適切か。また、その体制は有効に運用されているか。

(5) 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

(6) 前回における指摘事項についての検討、改善がなされているか。

## 5. 監査等の主な実施内容

監査委員、事務局、関係職員出席のもと事前に提出を求めた監査資料について説明を受け、質問するなどの実情聴取を実施した。また、提出された諸帳簿等の関係資料を検査するとともに、必要に応じ事務局から質問、実査等をおこなった。

## 6. 監査の実施場所並びに日程及び監査の期間

(1) 実施場所 豊前市役所 監査委員事務局

(2) 日 程 ア. 概要説明 令和8年5月21日

イ. 講 評 令和8年5月28日

(3) 期 間 令和8年4月30日 ～ 令和8年5月28日まで

## 7. 監査の結果

財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

## 記

### 1. 住宅新築資金貸付金事業について

住宅新築資金貸付金については、前回の定期監査において債務者ごとの事情の把握ができるよう整理することとの指摘がなされており、これを受けて個別ファイルを作成するなどの改善策が講じられていることは認められる。

しかしながら、現状の管理体制では依然として債務者個別の事情やこれまでの経緯を迅速かつ正確に把握することが難しい状況である。また、償還不能な債権についても、法的措置の検討や回収・整理に向けた具体的な対応が遅れている状況が見受けられる。

については、豊前市債権管理条例に基づき個別の債権管理台帳を整備し、債務者ごとの実態が即座に把握できる適正な管理体制を構築されたい。

また、今後の償還が見込めない債権については、同条例の規定に基づき、差し押さえ等の法的措置の執行あるいは債権の放棄等も含めて検討・協議を行い、必要に応じて弁護士等の専門家へ相談するなどして、適切な措置を講じられたい。

### 2. 豊前市人権センターについて

豊前市人権センターについては、その設立主体や組織としての位置づけが曖昧な状態に置かれている。また、センターの業務と担当係の業務の切り分けが難しい状況である。担当職員自らが経理事務を執行しているため、支出内容に対する客観的なチェック機能が働いておらず、また、市からは「負担金」として支払っているため、事業内容や金額の妥当性について第三者による精査が行われていない。さらに、市側は「負担金」として支出している一方で、人権センター側ではこれを「補助金・交付金」として受け入れており、双方の会計処理における認識の一致を欠いている。加えて、同センターの運営資金から活動団体に対して助成金が交付されているが、この助成金の交付基準や運用に関する明確な規程が整備されていないことも判明した。

については、人権センターの組織としての位置づけや性格を再確認・明確化し、これに伴う事務分担の見直しを図り、その上で、支出の性質（負担金または補助金）を適正に整理し、公金支出におけるチェック機能を確立させるとともに、活動団体への助成金についても明確な規程を設けるなど、適正な組織運営および執行管理に努められたい。

### 3. 男女共同参画事業について

男女共同参画映面上映会業務委託においては、催し物の規模に比して広報資材の印刷枚数が過大となっている状況が認められた。事業の実施にあたっては、地方自治法第2条第14項の趣旨に則り、常に最小の経費で最大の効果を挙げるよう努めるべきであり、今後は対象となる事業や会場の規模に見合った適切な部数を精査して作製し、経費の節減と効率的な執行に努めること。

また、ハートピアぶぜんは男女共同参画を推進するための拠点施設として位置づけられているが、同施設が果たすべき役割や効果的な運用の在り方自体についても、今後の方向性を引き続き検討されたい。